

業務連絡

2025年10月30日№1

JR東海労新幹線関西地本

業務部

2025年10月29日、電話連絡にて「申」第1号から第4号について、組合側幹事と会社側幹事による団体交渉開催に向けた事前の打ち合わせを行いましたが、会社は、団体交渉を拒否しました。以下は協議の主な内容です。

申第1号「新幹線鳥飼基地での熱中症対策」に関する申し入れ（2025年8月12日付）・申第2号「こだま764号車両火災事故」（同年8月25日付）・申第3号「新幹線車両の床下部品（側カウル）の一部落下事故」（同年8月25日付）・申第4号「JR東海からの出向社員」（同年8月27日付）に関する申し入れについて、9月16日の幹事間折衝では「10月31日に申第1号から第3号については業務委員会を開催し、申第4号については窓口回答とする」となっていました。

10月8日、東京高等裁判所は、令和7年（行コ）第15号不当労働行為救済命令申立棄却命令取消請求控訴事件について、第1審判決をさらに補正し、会社が組合からの団体交渉の申し入れに応じなかったことは不当労働行為と認定されたことから、10月29日、あらためて組合側幹事と会社側幹事による団体交渉開催に向けた事前の打ち合わせを行いました。しかし、会社側幹事より「先に業務委員会開催の同意を得ていた」とび「これまで通り協約に則り、団体交渉でなく業務委員会を開催したい」等を理由に団体交渉の開催を拒否しました。

組合側幹事は、会社は今回の東京高裁判決を受けて、組合側が団体交渉開催の申し入れを求めても頑なに拒否する不誠実な対応に対し、抗議すると共に団体交渉開催を拒否したことを確認しました。

会社が組合からの申し入れに対して、正当な理由なく団体交渉を拒否することは不当労働行為であることを認識し、直ちに団体交渉を開催すること！！